

法友全期会ニュース

No.77 (1990年度第1号)

刑事弁護マニュアル

刑事弁護マニュアル

きょうせい

東京弁護士会法友全期会
刑事弁護研究会／編

きょうせい

東京弁護士会法友全期会
刑事弁護研究会／編



1990.7.25.

東京弁護士会法友全期会

法友全期会ニュース第1号 目次

明るく楽しくやわらかく 代表幹事 羽成 守... 1
研究会代表世話人・委員会委員長に聞く

平成2年度政策研究会の方針 木澤 克之... 2

「役に立つ」業対をめざす 佐久間保夫... 4

企画委員会の本年度の活動方針 小林 芳夫... 5

夏期合宿のご案内 6

全期会員へのメッセージ

東弁会長に就任して 山田 茂... 7

副会長就任の挨拶をかねて 伊礼 勇吉... 8

東弁副会長に就任して 大場 勝男... 9

ご挨拶 福島 啓充... 10

監事就任のご挨拶 松澤 與市... 11

「ことば」「甲・乙・丙」案 12

副代表幹事就任の抱負

就任にあたって 佐瀬 正俊... 13

副代表幹事に就任して 大澤 成美... 13

政策担当副代表幹事に就任して 鯉沼 聰... 14

OBの先生方、会員の皆様へ財務担当からのお願い

..... 菅沼 一王... 15

プロパガンダと親睦 安井 規雄... 15

OH! フレッシュマン

真新しい弁護士バッヂをつけて 内田 智... 16

駆け出し弁護士の私 奥 美紀子... 16

渉外弁護士に正義はあるか 近藤 早利... 17

弁護士になって2か月 高橋裕次郎... 18

物言える喜び 宮岡 孝之... 19

ミニ法知識 財産分与契約と税負担 19

新入会員を迎えて 20

平成2年度 活動計画・新陣要決まる

活動計画 21

執行部 22

政策研究会 22

業務対策研究会 22

企画委員会 23

各期幹事 23

皆さん、お元気ですか 早川 忠孝... 24

東弁事務局の目から

新会館建設実行対策本部事務局 奥山 栄治... 25

資料 司法試験改革問題に関する法友全期会意見書 26

会務報告 事務局長 野上邦五郎... 31

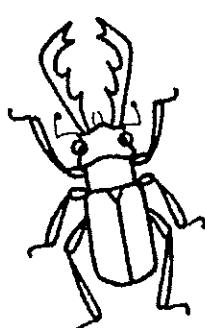
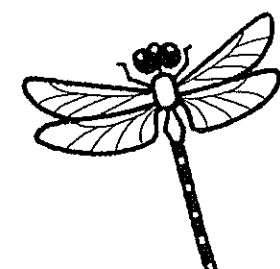
平成2年度 会費額決定 32

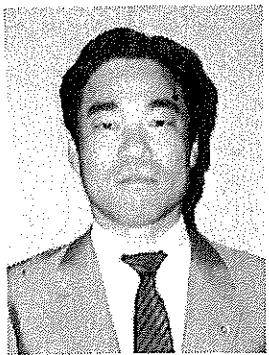
編集後記 32

平成元年度決算書・平成2年度予算書 33

情報クリップ 34

活躍する事務局幹事 35





代表幹事 羽 成 守
(28期)

明るく楽しくやわらかく

代表世話人である佐久間保夫先生を中心にして、これまでの各種講座、研究会をさらに充実して、全期会員の誰もが少なくとも一回は、何らかの講座に参加できるよう、幅広いテーマのもと、年間計画を策定しています。

弁護士登録一五年以内の会員からなる法友全期会。

もっともほとんどの会員は、登録後はじめて所属した事務所の先輩弁護士が法友会員であつたため、法友会に入会し（させられる？）、必然的に全期会員となつたという、いわば宿命的な入会者が多い。

そうであるがゆえに、その宿命（あるいは運命）に従順に従うか、もしくは自分の意思で入ったわけではない全期会なるものには全く（あるいはなるべく）顔を出さないかの選択を弁護士登録早々に迫られる事になるわけです。

法友全期会は、このような若い会員に対し、積極的に働きかけ、歴代の執行部をはじめとして、多くの諸先輩の心血を注ぐ努力、協力により今日まで来ました。

思いがけず、会員のご推薦により、平成二年度の代表幹事をつとめることになった今、責任の重さを痛感しています。

同時に、新生全期初代高橋執行部より昨年の番弁護士制度の推進、法律事務所の名称問題等、様々な問題に取り組んで行きたいと思いま

早川執行部までの業績を基礎に、皆様の御協力をいただいて、一〇年一区切りの言葉どおり新たな第一歩を踏み出す決意のもと、全期活動の三本柱である政策研究会、業務対策研究会、企画委員会を中心に多くの会員の参加を求めるたいと思います。

まず政策研究会では、木澤克之先生を代表世話人として、司法試験改革問題の検討が熱心に進められています。法務省から出されている三案をもとに、全期会としてもこれまでの基礎研究に加えていわゆる「単純増員論」の是非、あるいは、法曹三者による健全な法曹養成制度の確立のため議論を重ね、このたび、意見書をまとめ、日弁連会長をはじめ、全理事それに法曹養成問題委員会のメンバーに送りました。

また、刑事司法をめぐる諸問題、いわゆる当番弁護士制度の推進、法律事務所の名称問題等、様々な問題に取り組んで行きたいと思いま

す。

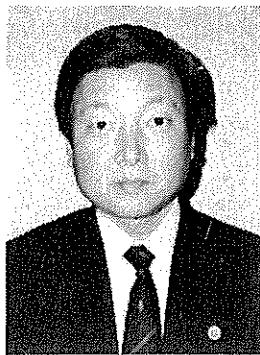
い、会員の声が全期活動に反映できるよう、また会員一人一人が全期に何らかの関わりをもつて活動参加して行くことを、全期会の理想としていたと考えています。

本年度は、新生全期一〇年一区切りの一年目

にあたり、つぎの大きな飛躍のステップとして、会員全員の奮起を願うとともに、「明るく楽しい」全期会が、さらに若手らしい柔軟な思考と行動力を發揮できるよう、代表幹事として、全力を挙げたいと思っております。

(1) 法務省が、昨年一月二〇日、三者協議会において「司法試験制度改革基本構想」(いわゆる甲乙丙案)を発表して、日弁連に対し意見表明を迫ったことから、司法試験改革問題が当面の緊急案件となってきました。

研究会代表世話人 委員会委員長に聞く



平成二年度 政策研究会の方針

政策研究会
代表世話人 木澤克之

(29期)

右意見表明により昨年度中に三者協議会が決裂してしまったことは回避されましたが、法務省はこれを日弁連の態度軟化とともに、また、新聞を始めとするマスコミは基本構想の線で日弁連も概ね同意したかの如き報道を行いました。

本年度は、当面、現時点の緊急かつ最重要案件である司法試験改革問題に全力で取り組むこととし、これが一段落ついたところで他の課題の検討を考えたいと思います。

前年度からの引き継ぎ事項の一つである被疑

者国選弁護の問題は、東弁において推薦弁護人制度が整備されつつあるので、その推移を見守る中で必要に応じて全期としての対応を検討することとします。

一、司法試験改革問題の現状

結論としては、①合格者を七〇〇名に増員する、②教養選択科目の廃止、③法曹養成制度等改革協議会の設置、の三点による司法試験改革がうたわれています。但し、基本構想も含めて検討するとの趣旨はなお残された形となっています。

同時に日弁連会長から、同委員会に対し、

- (1) 日弁連としての改革案を取り纏めること、
- (2) 法曹養成制度等改革協議会の目的・構成・設置方法等、二点について、回答期限を六月六日とする諮問がなされました。

- (3) 日弁連法曹養成問題委員会の多数意見は基本構想に反対の立場ですが、基本構想寄りの意見も存在します。

法務省は三月の時点で既に日弁連の単純増員論には反対の意見を表明しており、日弁連が基本構想にあくまで反対の態度を貫くのであれば、三者協議会は決裂とし、従来とは全く異なる方法による改革を実施するとの強硬な姿勢を示すに至っています。最高裁判所も単純増員論反対、基本構想支持の見解であり、新聞を中心とするマスコミは基本構想支持の論調にあります。弁護士会内部においても三者協議会の決裂後に如何なる事態が生じるかについて一部に悲観的な憶測もなされています。

- (4) 司法試験改革問題の今後については、本年六月ごろまではなんらかの決着に至ることが予想されています。日弁連としては差し迫った期間のなかで最善の方策を考える必要があります。

現在検討中の日弁連案は、日弁連法曹養成問題委員会「意見書(案)」の線で纏まる可能性が強いと考えられますが、前述の情勢に鑑

みるとき基本構想に擦り寄った妥協的な案が提出される懸念も否定できない状況にあります。

二、当研究会の対応

(1) 法友全期会は、昭和六二年度以降「司法試験改革問題」について様々な調査研究を行なってきました。

その結果、現行の司法試験制度には「統一性」「分離・独立性」「資格試験性」「開放・平等性」の四つの特質があることを明らかにし、今後ともこれを維持・擁護していく必要があるとの見解に至っています。基本構想は、これら現行司法試験制度の擁護されるべき特質と相容れないものであります。

また、検察官不足の問題は、現行の司法試験制度とは直接関連しないものであることは、法友全期会の調査研究により明確になりましたと考えられます。

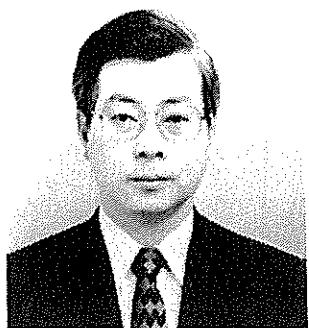
但し、現在、司法試験の合格が非常に困難になってしまい、法曹適格者をより早く多く合格させるための司法試験制度の改善が一つの課題になっており、これは日弁連も認めているところです。

(2) そこで、当研究会としては、以上の調査研究の成果を踏まえ、司法試験改革問題の現状に対しどのように取り組むべきかについて、四月一八日、五月一日、九日、一四日、二二日、二八日と研究会を開催し検討を重ねて

きました。

その結果、法友全期会としての改革案を作成することとなり、当研究会においては、現行司法試験制度の基本的特質の擁護を前提とし、合格者増、科目の削減等負担軽減、學習指針の明確化を三本柱とした後掲意見書を作成し、五月二九日の幹事会において承認していただきました。この意見書を、日弁連法曹養成問題委員会に提出し、法友全期会の意見として日弁連の改革案に反映させたいと考えております。





「役に立つ」業対をめざす

業務対策研究会
代表世話人

佐久間保夫

(29期)

一 本年度の業務対策研究会の代表世話人に選任されました。羽成執行部のキヤッチフレーズは、「明るく、楽しく、やわらかく」ですが、業界ではこれに「役に立つ」(特に参加された方にとって)を加えたいと思いますので、よろしくお願い致します。

二 今年度の活動については、次の点に留意して行きたいと考えています。

まず第一は、研究会の活動状況についてヴィヴィッドな情報をNTTのEネットを利用して全会員にお知らせすることです。

次に、法友会や弁護士会と法友全期会の役割分担を考え、活動が重複しないように、効率的な活動にすることです。

第三に、研究会を充実し実務に役立つものにしたいと思います。また、研究会の後の二次会を重視し、そこで日頃の疑問を話し合い、楽しくかつ、役に立つものにしたいと考えています。

三 次に四部会を設けますので、各部会をご紹介します。

1. 弁護士業務ハンドブック部会

二年前に「弁護士業務ハンドブック」が発行されました。当初から改訂を重ねより良いものを作ることが予定されました。改訂を望む声も多くなり、今年度は業対のメインテーマとしてこれに取り組むことと考えています。

つぎに「破産マニュアル」の作成があります。羽成代表幹事のお取り計らいで昨年の「刑事弁護マニュアル」に続き、「ぎょうせい」から出版できるようになっております。

また、東弁では、法律事務所の「法人化」の問題も扱っており、この点も研究テーマの一つとなるかと思います。

部会長には、伊藤茂昭先生(二期)という適任の先生に就任頂いております。

3. 弁護士報酬部会

昨年度東弁で弁護士報酬会規の一部見直しが行なわれましたが、本部会では、原点に返って弁護士報酬会規を見直してみようと考えております。本部会に参加されることにより日々の業務に役立つことは間違いないものと思われます。

部会長には、経験豊かな飯野紀夫先生(三期)になって頂いており、充実したハンドブックが出来るものと期待されます。

4. 弁護士業務推進部会

部会長には、この問題に大変詳しく熱心な川上俊明先生(二期)がなられています。

2. 共同事務所部会

若手には、共同事務所に関心が集まっていますが、現在日弁連で、法律事務所の名称について、「法律事務所」という文字を入れなければなりません。

けないか(「リーガルセンター」などは不可か)、「法律会計事務所」のように「法律事務所」の文字間に「特許」「税務」などの文字を附加してよいかななどという問題について、近いうちに結論が出されるということです。この問題は、単に名称の問題だけでなく、弁護士業務のあり方を左右する重大な問題が横たわっていますので、時期に遅れないよう検討をしたいと考えております。

また、法友全期会ではできないが東弁や日弁連が行うべき問題もあると思われますが、これを要望書というかたちにまとめてみたいと考えています。ご意見をどしどしお寄せ下さい。

毎年好評を博している新入会員に対する「保全保険の実務」もこの部会が担当し、五月二一

日行なわれました。

部会長は、清新な本渡章先生（三二期）にお願いしておりますので、楽しく役に立つ企画が実行されるものと期待されています。

以上のとおりですので、ご協力のほどよろしくお願ひ致します。

第二部会

（丸島俊介部会長、担当執行部佐瀬正俊）

新入会員対策、各期会の活性化、各種研修制度の紹介など、組織強化的活動と、若年会員の役に立つ企画を行なう。

第三部会（江崎正行部会長）

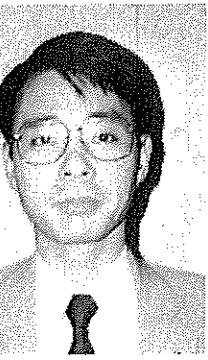
会務のかかわり方についての研究、東弁、日弁連等の委員会の紹介など、われわれ若手会員

が、今後どのように会務に参画していくべきか、会務の平等負担を実現するための方策などを研究する。

三、新会館建設問題（第四部会）

（杉本文男部会長）

（29期）



企画委員会
委員長

小林芳夫

東弁対策本部への会員の推薦、基本設計・負担金・地代無償化についての全期会の意見集約、

三会合併論についてなど、新会館の建設に若手会員の意見を反映させる方策を講ずる。

四、東弁選挙制度について（第五部会）

（江守英雄部会長、担当執行部伊豆隆義）

執行部から諮問された選挙運動期間の短縮問

題、選挙会規との関連で選挙浄化を実行あらしめるための方策、東弁副会長増員問題について調査研究を行い、答申する。

五、その他

この部会は、法友全期会活性化のための基礎的研究部門と位置づけられ、特に期の若い会員の参加を呼びかけることとなっている。具体的

活動としては、先輩会員にお願いして講演会を開催したり、文献調査を行うなどが予定されている。前記の「春雷鳴りやま」の中の意見や、個々の会員の意見などで、有益と思われるものを企画委員会の全体会で取り上げ、執行部へ提言していく。例えば、現在までに挙がっている

声として、法友全期会の過去の資料の集中管理、専門分野別一覧表の作成などがある。

六、多数の会員の参加を

法友会の綱領の四番目と五番目に、「人格の陶冶し、識見を磨き、常に法曹としての品位の向上に努力する」と「会員相互の親睦を図り、相携えて生活協同体の実現を期する」とあり、又、法友全期会の会則には、全期会の目的として「本会は、法友会に所属する新進弁護士の相互研鑽と親睦を図るとともに、司法制度の民主的発展及び弁護士業務拡充のための諸活動を通じて法友会、東京弁護士会並びに日本弁護士連合会の運営に寄与することを目的とする」とあります。企画委員会は、本年度は、これらの諸規程を原点として法友全期会員で良かったと言われるような企画を行っていきたいと考えております。現在、委員を募っておりますので、一人でも多くの会員が委員となつて斬新な意見を出されますようお願いします。



夏期合宿(の)案内

恒例の夏期合宿を八月二四日より下

(一) 宿泊先

記要領で開催します。政策・業対の各

「あたみ大月ホテル」

研究会、企画委員会は、合宿に向けて、

〒413 热海市東海岸町三一一九
☎〇五五七一八一一六一一

総力を挙げて準備に取り組んでいま

(二) 日程

す。有意義な合宿にしたいと考えてお

ります。

八月二四日(金)

午前九時 ゴルフ大会

(大熱海国際ゴルフ)

また、会員のみの懇親会及びOBと

の懇親会も予定しております。会員・
午後六時 全期会員のみの懇親会

OBとの親睦を一層深めるうえにお

ます。

八月二十五日(土)

午前・午後 合宿討議

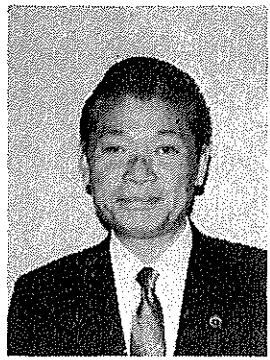
午後六時 OBとの合同懇親会

を願い申し上げます。

八月二六日(日)

午前 合宿討議・午後 解散

全期会員へのメッセージ



東弁会長に就任して

東弁会長 山 田 茂

(9期)

法友会と法友全期会の温かい御支援をいただき、会長に当選することができましたことを、遅ればせながら、あらためて御礼申し上げます。四月一日に就任以来はやくも一ヶ月余の期間を経過しましたが、法友会選出の伊礼、大場、福島の三副会長をはじめ、吉川、山内、三角のそれぞれ優れた能力と資質を有しかつ協調性豊かで立派な人柄の持ち主である六人の副会長に支えられて、ますます順調なスタートを切ることができました。毎日多忙な明け暮れですが、お蔭様で、楽しく、元気に会務に従事しております。四月に発足とともに、各種委員会の編成、正副委員長の決定に取り組みましたが、法友会並びに法友全期会の御理解と御協力により、円滑にこれが終わりました。法友会と法友

全期会が、東弁内最大会派としての責任と良識をもって、東弁全体を見渡す大所高所の見地に立って、適材適所と均衡のとれた人事推薦をして下さったお蔭であります。心から感謝申し上げます。そうして、これからも、法友会と法友全期会が、われわれ理事者に対して、そうした観点からの御指導と御支援を賜りますよう、切にお願い申し上げる次第です。

東弁会長に就任して、私が痛感しておりますことは、毎日の事務量が如何に厖大であり、会活動が如何に広範多岐に亘っているかということとであります。今までそのことは、わかつていたつもりですが、あらためて実感として認識しました。弁護士会は、いうまでもなく、完全自治権を有する団体として、自らのことはす

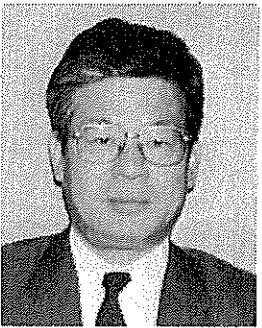
べて自らで処理しなければなりません。さらに、弁護士法に規定する弁護士の使命、義務をはたすための活動を積極的に展開しなければなりません。いまこれらのどの一つをとってもみても、無駄なこととか、余計なこととかというものはありません。ひと頃「自制と限界」という言葉が流行しましたが、もとより政治的目的を有する団体でもなく、任意的団体でもない、強制加入の団体である弁護士会の活動には、一定の限界があり、その限界を超えないよう自制する必要は当然あります。弁護士会として、してはならないこと、すべきでないこと、をしないよう理事者としては、厳正な態度を貫べきであります。そのことを念頭においてお話し、しなければならない問題は山積しております。会活動は、殆ど会員の無償の奉仕によって成り立っている現状であります。財政基盤の弱い弁護士会としては、やむを得ないものであります。ですが、これが、特定の少数の篤志家や活動家と称されるもののみに背負わされていてはなりません。会員は、すべて会務に関心を持ち、会活動に参加する義務を負うものと云ってよいでしょう。会活動や派閥の活動を少し熱心にやると、あれは将来に野心があるからというような目で見ることをやめて、一人でも多くのものが会務に参加するよう、呼びかけと、働きかけを、法友全期会で推進していただければ有難いことです。全期の若い諸君が、東弁、日弁

連、ひいては、司法全体について、その在り方、その将来について、真剣に考え、討議し、そして活動することこそが、いま最も必要なことと考えられます。特定の少数者によって、東弁や、日弁連が牛耳られるのではなく、真に全会員が参加した討議の結果によって方向づけがな

され、全会員が活動を推進してゆくという態勢づくりに、われわれ理事者はもちろん努力を惜しませんが、法友全期会の大きな力に期待するところもまた大であります。法友全期会の御支援御協力を、あらためてお願い申し上げます。

副会長就任の

挨拶をかねて



東弁副会長 伊礼勇吉

(19期)

一、法友全期会の先生方にはお元気で、活躍のこととお慶び申し上げます。

羽成守新代表幹事を中心にして、第一世紀に入つたとも云える全期会がいよいよその組織を充実され、内外に山積する重要課題に対し清新な感覚をもつて的確に対処され、大きな成果を上げられることを期待します。

二、先般の副会長選挙においては全期会の先生方に大変お世話になりました。今次の選挙は色々な意味で法友会の見識が問われ且つその力量が試される戦いでもあると云われていたところ、幸いにしてご案内の通り三候

補とも上位当選をさせていただき、法友会の真意が東弁全体に理解される結果となり大いに安堵した次第であります。同時に東弁会員の半

数に満たない法友会が東弁理事者の過半数を占めたと云う事実は極めて重く、その意味で私は責任の重大さを痛感し身の引締る思いをいたしました。そして早急に解決しなければならない課題

四、本年度の最重要課題の一つに新会館建設問題があり、私の担当で現在全力をあげて取組んでおります。今後の会務運営に当つては十分心すべき事柄と認識しております。

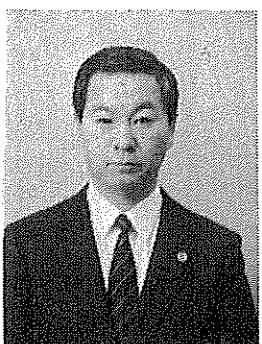
それにも四〇九票と云う大量得票で当選できましたのは全期会の若い先生方の力強いご支援のお陰であり、ここに重ねて厚く御礼を申し上げる次第であります。

三、選挙戦の余燼もうたかたの如く過ぎ理事者室に入つて早や一ヶ月余。そして想うことは、東弁理事者は超多忙であり且つ守備範囲は広大であつて、体力を要し健康でなければつとまらないと云う実感であります。「無事これ名馬也」との俗諺が脳裡をよぎり思わず苦笑した次第。副会長は十数の委員会を担当するほか、理事者会を構成し、その場を通じ、東弁が関与する凡ての案件に対し意見を述べ、議論に加わり、意見集約に参画することになります。理事者会では殆どありとあらゆる問題が議論され、小は民間会社からのパーティ招待への対応の問題から、大は中国民航機ハイジャック犯人の中国への引渡し問題など、実に多岐多様に亘り、これらに的確に対応する為、理事者には時代への洞察力と鋭い人権感覚、そして同時にバランス感覚が必要のようです。不肖の私など精進を重ねなければならぬと毎日痛感している次第です。

四、本年度の最重要課題の一つに新会館建設問題があり、私の担当で現在全力をあげて取組んでおります。今後の会務運営に当つては十分心として、設計事務所の選定、基本構想の策定、準備金積立制度の延長・増額問題、特定寄付金三五億円調達の大問題、補助金獲得の件、地代の無償化問題等があります。このうち設計事務所は来る五月中旬には四会選考委員会で選定される見通しであり、そうなれば直ちに基本設計

に入り、平成四年一月着工、同六年七月竣工の予定です。

あとは建設費高騰により最大七〇億円とも試算される建設資金調達の問題があります。平成三年三月で切れる現在の積立金制度を竣工時の同六年七月まで延長しても所要総額の半分約三五億円強しか集まらず、残額三五億円が不足します。この不足分を都からの補助金と特定寄付金で賄うことになります。現在東京都にて東京三会で二〇億円の補助金を申請中ですが樂觀できない情勢です。最後の頼りは特定寄付（税務上損金処理が認められる寄付金）ですが、この問題には会員外のものから寄付を募る場合の対象選定、選別の可否等、又会員からの寄付に関しては、負担格差を設けるべきか否か、寄付は任意か強制か、一括・分割払いの別、会債制度の導入等種々検討すべき課題があり、以下論議中の状態です。しかし秋口から具体的に寄付集めに入る見込なので、夏季合宿での合同討議等を通じ、早急に会内にコンセンサスを得たいと思っています。新会館は全会員が総力を上げて取り組み、物心両面に亘る強力な支援がないと、到底建ちません。そのため今秋には、前記積立金の延長問題を含め、新会館建設全般をめぐって会内合意を得るために臨時総会を開催する予定であります。全期の先生方にはご理解を賜り各般にわたりまして特段のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。



東弁副会長 大場勝男

(19期)

一、法友全期会の先生方には、本年一月の東弁副会長選舉に於いては、三つの支援組織に分断されたにもかゝわらず、整然かつ強力な選舉運動を展開し、当選の原動力となり、法友会全員上位当選の栄誉に浴させていたゞき、誠に有難うございました。心からお礼申し上げます。

今回の全期会の選挙運動を通じて、全期会の抜群の行動力、若さと明るさ、弁護士会活動に於ける新しい流れを強く感じました。私も全期会の行動力と情熱を心の拠り所として、今後一年間会務に全力を尽したいと思います。

二、本年一月中に、私の正担当委員会等として、司法問題委、司法修習委、業対委、民暴委、弁倫委、女権委、非弁委、会則改正委、三会交通処理委、三会非弁委、夏期合宿の一々が決まりました。三月から担当委員会等に出席するとともに、前理事者から引継ぎを受けましたが、悲しいかなそう簡単に委員会活動を飲み込める訳がなく、日頃からの委員会活動の重要性を今更ながら、痛感させられました。私としては、今

まで司法問題と弁護士自治にからむ綱紀・懲戒制度に関与してきましたが、弁護士会の活動の幅広さには、改めて驚きました。

三、次に私が五月始めまでに関与してきたことや現在の重要課題について、簡単に述べさせていただきます。

私が理事者就任早々業対担当として関与したこと、「東京一〇〇人の弁護士」という書籍の出版問題があります。本件書籍は、得意分野やおよその報酬基準を掲載し、協賛金三〇万円を支払った会員には本企画の実現を確約するなどを内容としており、これは弁護士の業務広告にあたるとみるべきであって、その記載内容は日弁連の弁護士業務広告規定・規則に違反するものです。そこで東京三会や日弁連と協議して、東弁としては、会員に對して本件書籍に掲載することは、右規定・規則に違反する旨の「ご注意」を会館内等に掲示しました。

また修習担当として、大阪弁から修習生の就職勧誘問題を突き付けられました。東京、大阪

の大都会では、修習生不足の状況を反映して、かなり不適当な方法で修習生の就職勧誘が行われているとのことです。事実調査して、修習の実を妨げているとすれば、何らかの措置を考えなければいけないと思っております。

次に重要課題の第一は、司法問題です。司法試験制度の改革問題は、遅くとも今年の夏は最大の山場を迎えることになると思います。法務省の基本構想（甲、乙、丙案）に対しては、東弁としては既に事実上第四次意見書まで発表し、反対の態度を明確にしておりますが、法務省の対応、司法試験制度改革の行方、国民世論の動向、その他諸情勢に対する分析・考え方の違い、これに関連して法務省の基本構想に対するニュアンスの違い、更に反対運動の取り組み方等について、会内合意の形成に最大限の努力をしなければいけないと考えております。また国民の司法参加についても、裁判所・検察庁の現状、司法制度も国際化せざるをえない状況にあることを考え、弁護士会としては、永年の蓄積を背景にして、一步でも二歩でも前進させるための積極的な活動を進めていかなければなりません。

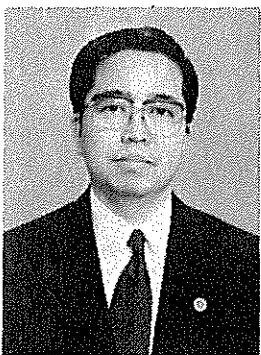
重要課題の第二は、会館建設問題です。私は、副担当ではありますが、特に資金調達の基本原則の確立及び地代問題は、今年度理事者全員が一致協力して処理し解決しなければならない問題です。建築後一〇～三〇年後の会員にも

建築費を負担させるのか、会債を発行するのか、寄附の集め方、地代の無償化など会員の収智を結集しなければ解決できない問題ばかりです。全力を尽したいと考えております。

四、その他弁護士会活動と弁護士会職員との関係等についても、充分検討する必要があるよう

に思います。

今後も種々の問題が刻々生じてくると思いますが、全期会の先生方には、何卒お気軽に理事者室にもお立ち寄りいたゞき、従前にも増してご指導・ご協力いただきますようお願いいたします。



御 挨 捭

東弁副会長

福 島 啓 充
(20期)

示を御願いする次第です。

会務は、分類すると九五種類位に分けることができ、それを会長、副会長が分担をします。

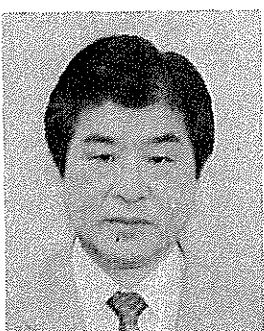
私は、財務、人権、刑事弁護、国選、外国人人権センター、子供の人権と少年法、法律相談、法律扶助協会、刑法等を担当しております。この原稿を書いている今は、丁度、五月の常議員会の直前で、平成二年度予算説明の準備をしている最中です。東弁の予算は毎年収入よりも支出の多い赤字予算で、本年度も色々と検討致しましたが、結局、一億円を超える大巾な赤字予算となってしまいました。このまま支出予算が執行されれば、次年度は、会費値上げの問題が

浮上します。今年から新会館資金問題で、寄付金を集めねばならず、会員の負担も大きくなるわけですので、何とか会費値上げにならないようにしていかなければなりません。そのためには、協約に努めるとともに、会費外収入の増大を図る必要があり、これまで会員に無償配布していた出版物を有償にするなど受益者負担の発想でとり組む必要があると思っています。是非とも全体会の先生方の御理解と御協力を御願い申し上げる次第です。また、刑事弁護準備委員会についても、本年六月中に各委員会からの答申を受けて、本年度秋頃には、刑事弁護委員会として発足したいと考えております。刑事裁判の形骸化がますます進行する今、若手の先生方が積極的に国選・私選を問わず刑事裁判に関与し、現状打開のため、立ち上がり、刑事弁護委員会の活動をささえていただきたいと思います。ただし、関連する国選、法廷、人権等の各委員会との調整は、微妙な問題をはらんでおり、これから的重要検討課題になっています。

次に、人事問題について感じた点を申し上げます。理事者に就任してから、各種委員会の正・副委員長の人事に関与致しました。本来各委員会の互選で正・副が決定するわけですが、現実には、事前の全派間の調整がなされます。しかし、会派から強く推薦のあった人でも委員会で受け入れない例が多くみられました。やはり日頃から委員会の中で地道に活動し、信頼を得ていくことが大事なことです。その点、法友会からの推薦委員は、比較的各委員会で従来から活動していたので、委員会からも受け入れられる場合が多く、法友会出身理事としては内心うれしく思った次第です。やはり、日常活動が大事です。人材を登用するには、数年計画で各委員会に人を送りこんでいくことが必要であり、全体会としても早い段階で、組織的に検討すべきであるうと思います。

また、法友全体会は、政策集団として、これまでの実績と行動力を高く評価されているわけあります。本年、東弁は新会館建設問題、司法試験改革問題等について、具体的な決定、提言をしていかなければならぬ時期であり、この場所としても早い段階で、組織的に検討すべき点についての法友全体会の活動を心より期待するものです。

ともあれ、本年一年、理事者全員団結して会務に遺漏なきよう頑張ってまいる所存です。



東弁監事 松澤與市
(18期)

申を受けて、本年度秋頃には、刑事弁護準備委員会として発足したいと考えております。刑事裁判の形骸化がますます進行する今、若手の先生方が積極的に国選・私選を問わず刑事裁判に関与し、現状打開のため、立ち上がり、刑事弁護委員会の活動をささえていただきたいと思います。ただし、関連する国選、法廷、人権等の各委員会との調整は、微妙な問題をはらんでおり、これから的重要検討課題になっています。

次に、人事問題について感じた点を申し上げます。理事者に就任してから、各種委員会の正・副委員長の人事に関与致しました。本来各委員会の互選で正・副が決定するわけですが、現実には、事前の全派間の調整がなされます。しかし、会派から強く推薦のあった人でも委員会で受け入れない例が多くみられました。やはり日

監事に就任して早くも一ヶ月間経過しましたが、正直なところ、未だ仕事らしい仕事はしていません。

いたがって、本来なら本ニュースを通じて諸先生方に対し、東弁における監事の実際の職務内容、機能等を披露したいところですが、私自身、未だ、東弁会則上の監事、或は前監事からの引継書を読んでの監事像を有するだけであつ

ります。

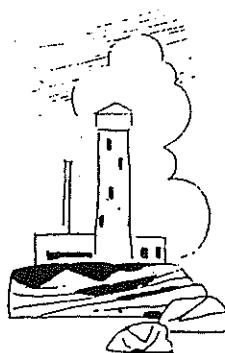
理事者に就任してから、各種委員会の正・副委員長の人事に関与致しました。本来各委員会の互選で正・副が決定するわけですが、現実には、事前の全派間の調整がなされます。しかし、会派から強く推薦のあった人でも委員会で受け入れない例が多くみられました。やはり日

て、実感をもってこれらについて語ることができます。

この点残念ですが、私が未だ仕事らしい仕事をしていないのは、別段、私が業務の執行を怠っているからではなく、東弁の機構上、止むを得ないのです。それは御承知のとおり東弁においては、例年五月下旬に定期総会が開催されため、理事者及び經理担当職員は、その準備に

忙殺されており、そのため私共監事が監査の対象とすべき四月分、五月分の経理関係書類が未整理であるからです。したがって私共監事は、就任早々から目を白黒させて頑張つておられる理事者の働きを眺めながら、六月下旬まで「開店休業」の状態です。

もともと監事就任直後においては、予算案編成の理事者会に出席し、「健全財政の確保」という観点から種々意見を述べさせて頂きました。しかしこれに関する感想は、法友会ニュースに掲載させて頂きましたので本稿では割愛させて頂き、機会があれば、改めて監事の実体像を報告させて頂くことにします。



甲・乙・丙案

司法試験改革問題において、「甲・乙・丙」案のうち、甲案はどうか、乙案はどうか、丙案はどうかなどと議論されています。この「甲・乙・丙」案とは、法務省が平成元年一月10日に司法試験制度改革の基本構想のなかで明らかにした制度上の改革案のことです。

〔甲〕案とは「a 司法試験第二次試験は、はじめて受験した年から五年以内に限つて受験することができる。ただし、右制限期間内の最後の試験において筆記試験に合格し、口述試験で不合格となつた者は、さらに次回の口述試験に限り受験することができる。b 前記制限の範囲内において不合格となつた者は、最後に不合格となつた年から五年間経過すれば、再度前記aと同様の制限の範囲内で受験することができる。」という案です。

〔乙〕案とは「論文試験及び口述試験の合格者を決定するに当たり、当該試験の全受験者からその者の受験回数にかかる全合格者の一〇〇分の七〇に相当する数（最終合格者数約500人）の合格者を決定し、その余の合格者（同約100人）を初回受験から三年以内の受験者から決定することとする。」という案です。

（尚、前記各案の基準となる受験歴は、当然のことながら各制度実施前のものは対象とならない。）

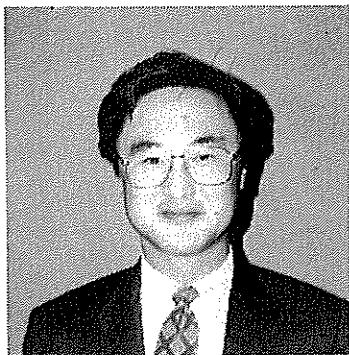
この法務省の「甲・乙・丙」案に対する法友会の意見は、平成一年度全期会ニュース第一号（六頁）に掲載しております。

受験者から決定し、その余の合格者（約140人）は初回受験から六年以上の受験者が決定することとする。但し、後者の合格最低点は前者の合格最低点を下回ることができないものとする。」という案です。

〔丙〕案とは「論文試験及び口述試験の合格者を決定するに当たり、当該試験の全受験者から

副代表幹事就任の抱負

就任にあたつて



企画担当

佐瀬 正俊 (32期)

羽成執行部へ入り、二ヶ月弱が過ぎようとしております。この間、既に埋まっている手帳の予定をいかに空けるか、委員会の指導をどのように行なうか、に苦労させられました。

私は、企画担当であるため、主として小林委員長の企画委員会のお世話ということになります。能力のない私を手伝ってくれるのが、安田先生、伊豆先生です。

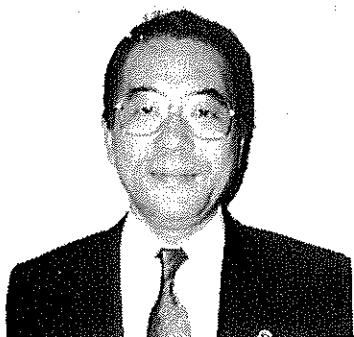
日頃、忙しい仕事の中での派閥の良さとは何だらうかと考えます。①自己の中で求めているあるべき弁護士とは何なのか、ということを自覚する場、②これを基礎として各々の弁護士は、社会的にそして業界内において今何をすべきなのだろうか、について啓発を受け、意見交換することができる場、③弁護士業務、個人的事柄に対し相談できる場、④友人を作り、遊びを共有できる場、というような場の提供が役目なのではないかと考えています。今まで八部春秋会(福家執行部)、法友会(山田執行部)、法友全期会(稻井執行部)の仕事をさせていただき、我个人としては、これらの場を効果的に利用させていただき、今の私の形成にとって大きな力となっていると思います。また反面尊大な考え方かもしれません、この場を利用し、もう少し弁護士として考えなくてはいけないのではないかと思われる人も散見しました。

今就任にあたり、私としては、一人でも多く、私が今まで得てきた派閥の効用を利用できるようにならうかと考へております。

図らずも業務対策担当の副代表幹事を仰せ付かりことになりました。就任に当つてさしたる抱負があるわけではありませんが、若手会員にとって有意義な業務対策上の企画を推進することができたらと考へております。

幸い、業務対策研究会の代表世話人には佐久間保夫先生にご就任いただいており、同先生のもと、既に弁護士ハンドブック部会、共同事務所部会、弁護士報酬部会及び弁護士業務推進部会の四つの部会が編成され、それぞれ活動の緒申し上げます。

副代表幹事に就任して



業務対策担当

大澤 成美
(32期)

についております。弁護士業務ハンドブック部会の部会長には飯野紀夫先生が就任され、既刊の「弁護士業務ハンドブック」の一層の充実を図るべく改訂作業を進めていただくことになります。共同事務所部会の部会長には伊藤茂昭先生が就任され、法律事務所の法人化問題、法律事務所の名称規制の問題等を取り扱つていただくことになります。また、弁護士報酬部会の部会長には弁護士報酬問題にお詳しい川上俊明先生が就任され、弁護士報酬会規問題も検討していくことになります。

なお、業務対策担当の事務局幹事には河野純子先生と菅野庄一先生が就任されておりますが、私ども一同力を合せて担当の任を完了したいと存じておりますので、ご指導ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

さて、今年度の政策研究会は、当面全力を挙げて司法試験改革問題に取り組むという方針を立てています。法友全期会は、昭和六二年以来この問題について調査・研究を行なっており、今年がその総決算、正念場となりそうです。

政策担当 副代表幹事に就任して

政策担当

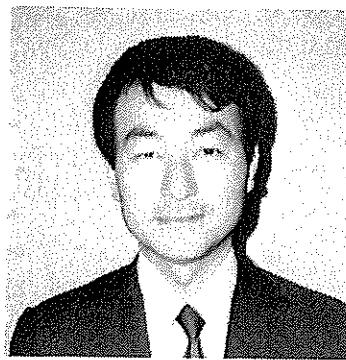
鯉 沼 聰

(33期)

私は、従来、法友全期会も含め会務活動といふものには、あまり積極的に参加しておりません。この度、全期会の副代表幹事をお引き受けするに当たっては、事務局幹事の経験もなく務まるだろうか、という迷いがありました。しかし、新年度が始まると頻繁に各種会合が

あり、特に、司法試験改革問題の緊急度がますます高まって、政策研究会が五月には五回開かれなど、迷ってはいる程あわただしい状況となつて今日に至りました。

まだ二箇月ほどですが、全期会の活動をお手伝いして感じることは、出席される先生方が皆



す。弁護士業務推進部会の部会長には本渡章先生が就任され、若手会員のための諸企画を推進していただることになります。

以上のとおり業務対策研究会では適材を得ておりますので、担当執行部としては大変心強く思っている次第です。

非常に元気がいいということです。それも古い期だけでなく、若い期からも活発な発言があります。「何でも言える全期会」ということを聞いていましたが、一〇〇パーセントではないにしても、相当程度これが実現されていることに感謝した次第です。

さて、今年度の政策研究会は、当面全力を挙げて司法試験改革問題に取り組むという方針を立てています。法友全期会は、昭和六二年以来この問題について調査・研究を行なつてきており、今年がその総決算、正念場となりそうです。

政策研究会での議論も、今までの蓄積を前提としたものが多く、例えば、法友全期会の「法曹資格に関する試験制度の研究」などを勉強しないと完全な理解には達しえないと思われることもあります。しかし、期の若い先生方ほど、司法試験は身近な問題であった訳で、発言のしやすい分野ということができます。若い先生方、とりわけ四一期、四二期の先生方の多数の御出席をえれば、政策研究会が益々活発な議論と研究の場となることだらうと思います。

司法試験改革問題は、試験制度だけの問題にとどまらず、法曹人口、あるいは、法曹一元という司法制度上の大きな問題にも繋がっていく側面をもっています。政策研究会において充分な活動をしていただくために、できるだけのお手伝いをさせていただこうと思っています。

OBの先生方、会員の皆様へ 財務担当からのお願い



菅沼一王
(34期)

財務担当

本年度法友全期会の財務を担当することになりました。一年間宜しくお願ひ申し上げます。

まず、昨年度決算書、本年度予算書につきましては、去る五月一七日の総会にて、別掲のとおり、満場一致でご承認いただきましたことを御報告致します。

さて、法友全期会は、昨年度の新生全期一〇周年を節目として、これまでの業績を踏まえつゝも、新たな気持ちで積極的かつ意欲的に活動していきたく考えております。しかしながら、これらの活動をさせていくのは、何といってもまず強力な財政基盤でござります。

つきましては、本年度も別掲のとおり、会費

の納入をお願い申し上げます。会費額につきましては、全期会総会にて、前年度の金額を据え置くことになりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、法友全期会OBの先生方には、日頃から物心両面にわたり、ご指導、ご援助いただき、厚く御礼申し上げます。本年も引き続き、支援の程お願い申し上げます。

プロパガンダと親睦



文化・広報担当
安井規雄 (34期)

文化・広報担当

若輩で、非力にもかかわらず、法友全期会の文化・広報担当の副代表幹事を仰せつかりました。



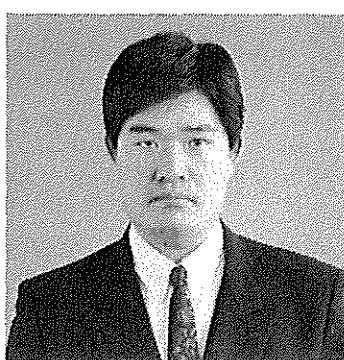
年以内の法友会会員から成る組織ですが、あくまでも法友会の青年部というようなものではないと思います。時には、批判し、自らの政策を主張することもあると思います。むしろ、それが、求められているところのかも知れません。また、法友会と全期会は、ある意味で車の両輪でもあると思います。

全期会は、一つの組織である以上、今、会は何をやっているのかについて会員の方々に知らせる義務があり、また会員同志の親睦を深め合うことも大切だと思います。

文化・広報の使命は、このようなところにあるものと考え、担当事務局幹事である安田隆彦・北村晴男先生とともに今年一年間邁進したいと存じます。どうか、ご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

OH! フレンチマニア

真新しい弁護士 バツチをつけて



内田 智 (42期)

弁護士としてうまくやっているのか。希望と懸念が心中で交錯する中、とに角前へ進んで行かねばならない。

今考えるのは弁護士としての成功とは何か、ということである。私は、法的知識を蓄え、紛争解決能力を十分に發揮するということは当然として、弁護士業務を通して高潔な人格を完成させることであるように思う。勤勉と誠実、寛容と慈愛、奉仕的犠牲的生活、勇気と決断力といった美德を兼ね備えた弁護士の姿に憧憬を覚えるのは紛れもない事実である。多くの立派な先輩弁護士の方々からその生き方を学びつつそのような志を失わずに、また自分を見失うことなく着実に歩んでいきたい。

真新しい弁護士バツチを初めて胸に着けて出勤した時の、誇らしくも晴れやかな気持は一生涯忘れないであろう。思えば弁護士になろうと司法試験の勉強を始めて、一体何年経ったのだろうか。今やっと資格を得て弁護士としての人生がスタートしたのである。日比谷のお濠を眺めながら大きな期待と若干の不安を抱いて事務所のドアを押す。これからどんな事件や人物と出会っていくのだろうか。果して一人前の

弁護士としてうまくやっているのか。希望と懸念が心中で交錯する中、とに角前へ進んで行かねばならない。

今考えるのは弁護士としての成功とは何か、ということである。私は、法的知識を蓄え、紛争解決能力を十分に發揮するということは当然として、弁護士業務を通して高潔な人格を完成させることであるように思う。勤勉と誠実、寛容と慈愛、奉仕的犠牲的生活、勇気と決断力といった美德を兼ね備えた弁護士の姿に憧憬を覚えるのは紛れもない事実である。多くの立派な先輩弁護士の方々からその生き方を学びつつそのような志を失わずに、また自分を見失うことなく着実に歩んでいきたい。

先生と呼ばれながら大事にしてくださる周りの人々の期待を裏切ることのないよう、弁護士の社会的使命如何を常に問い合わせることが重要と思う。幅広く社会の実際を知り人間に対する洞察を深めて真に人間社会の幸福をもたらすよう頑張ってゆく所存である。

少々固苦しいことを書き連ねたが、今後の抱負であり、自らの原点とすべく現在心境を表わした次第である。平成二年五月一八日記

駆け出しひの 護弁私



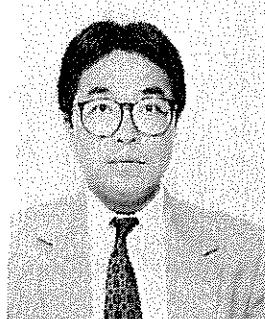
奥美紀子 (42期)

弁護士修習中に、「修習生ほど責任がなくて氣楽なものはない」ということを、よく先輩の弁護士の方々から言われました。確かに、検察官や裁判官となると、自分の判断が人の一生を左右することになるのだから、震えるほどこわい、けれども、修習生の目から見る弁護士は、それほど緊張感漂う仕事とはわからず、私は、傲慢にも、たった四ヶ月間の弁護士修習で、本物の弁護士の雰囲気を味わつたつもりでいました。

ところが弁護士になって約二ヶ月が経ち、弁

二年間の修習期間を過すうちに、本来、非日常的なことであるはずの「事件」に囲まれて生活し、「事件」を処理する事に、いつのまにか慣れてしまっていたようです。しかし、自分にとって、依頼者にとって、何十万円というお金を払って弁護士に頼む、まして裁判をするなどということだと思います。しかも、弁護士から見れば定型的な事件であっても、その裏には、様々な悩みや苦しみ、人間模様が渦巻いていることもあります。弁護士として仕事をするようになります。紛れもなく、「依頼者」は生身の人間であり、「事件」は依頼者の人生なんだという、実は当たり前のことですが、改めて実感をもって胸に迫ってきています。また、修習生の時とは違って、自分の仕事の結果がそのままの形で依頼者にはねかえってしまうという怖さを感じています。

青くさいようですが、現在の私の最大の課題は、依頼者にとって最高の解決が得られるようにどこまで本気になって努力出来るか、一つ一つの仕事を本当に責任を持ってていねいにできるか、ということです。そうは言っても、肩に力を入れて深刻になつても仕方がない、知識も経験もない駆け出し弁護士の私にできる最大のことは、とにかく一生懸命頑張ることだと思つて張り切っています。



涉外弁護士に 正義はあるか

近藤早利

(42期)

弁護士となつて、約一ヶ月半が過ぎた。

私が所属する東京青山法律事務所は、いわゆる涉外事務所である。

修習中は、涉外事件とは具体的にどのようなものかよくわからず、色々と不安もあつたが、今のところ毎日面白くてたまらず、遅い帰宅も苦にはならない。

涉外弁護士は「国際司法書士」とか「大企業の手先」呼ばわりされ、極端な人達は、涉外志望者は修習させなくて良いなどという結果たしてそうであろうか。

私の乏しい経験に基いて言えば、いわゆる訴訟事件を取扱う機会が少いことは確かだし、依頼者にある程度の規模を有する法人が多く、個人の依頼者が少いことも確かにあります。従つて「国際司法書士」「企業の手先」という言葉は全くのはずれというわけではない。

しかし、これらの言葉の中に含まれる「基本

要するに、秀れた理念を有するまともな法律家でいられるかどうかは、専門弁護士であるかどうかという問題とは、何の論理的関係もないのである。

以上が私の基本的なスタンスである。
まだまだ書きたいことはあるが、紙数が尽きた。最後に、修習終了式の御挨拶にうかがった際、ある判事が語ってくれた言葉を紹介して筆をおきたい。

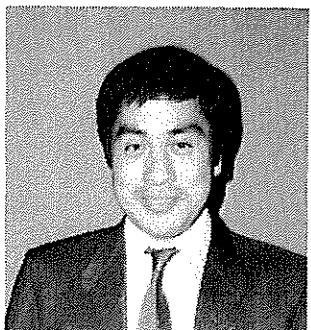
「僕は修習生全部が専門に進んでもかまわないと思っている。専門事務所で取扱う仕事の多くは修習中に経験したことのないもので、専門的知識の量という点ではいろいろな省庁の人達や、企業の法務部の人達の方が、はるかに勝っているでしょう。

しかし、この事だけは忘れないで下さい。

日本に法律を扱っている人は、判事、検事、弁護士以外にもいくらでもいます。でも、憲法をきちんと学んだ上で、法律を解釈・運用しているのは我々だけなのです。

確かに理念をもって事にあたる法律家は、誰からも尊敬されるものです。とりわけ論理を大切にする外国人は、そのような日本人弁護士を求めています。

頑張って下さい。そして、またいろいろな話を聞かせて下さい。」



弁護士になつて 一ヶ月

高 橋 裕 次 郎

(42期)

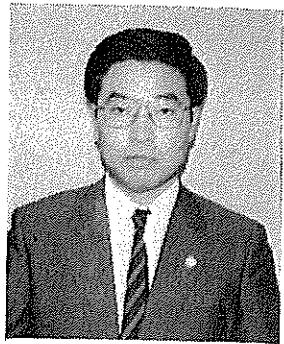
弁護士になつて早二か月近くになります。あつという間に過ぎたという感もありますが、振り返れば、実際にいろいろな事件を経験させていただいた（もちろん継続中のものも多いですが）と思います。修習生時代の弁護士修習（やはり東弁の本村先生にお世話になりました）のときには、いろいろ親切に指導していただいたので、ある程度は弁護士の仕事というのも分かつたつもりでおりました。しかし、やはり実際に実務についてみると、改めて弁護士業務の幅広さ、事件の種類の多さ、そして対応の難しさ、などを実感しました。初めての経験の連続という感じます。やはり弁護士になつてよかつたなあ、と思います。

今は仕事を覚えるのに一生懸命ですが、これから少しずつ余裕を作り、弁護士会の活動などにも参加させていただこうと思っております。研修所では多くの仲間と一緒にましたが、弁護士になってみると、どうしても付き合う人が狭くなってしまいます。そこで、弁護士会の活動や集まりにできるだけ参加し、多くの先輩の方々や仲間達との交流を深めて行きたいと思います。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

私がこういう気持で仕事ができるのは、指導していただいている原山先生に負うところが大きいと思います。能力不足に不慣れも手伝つて、今の私はお世辞にも仕事が早いとはいえない。仕事の出来も推して知るべしです。にも

物言える喜び

宮 岡 孝 之



(42期)

四月四日より高橋崇雄先生のもとで弁護士としての業務を開始しました。当事務所には弁護修習中にもお世話になっていましたから、高橋先生とも事務局の方々とも顔見知りですし、修習当時継続していた事件が第一審の最終段階であつたり、控訴審として継続していたりしていますので、事務所には早い段階で解け込むことができたような感じがします。

弁護士になって、修習時代との差を感じるのは、先ず、事件の問題点に直面した場合この点の解釈を間違うと依頼者に損害を及ぼす可能性が大きいこともあり、真剣に判例等にあたり結論を得るよう努めることです。修習生当時これくらい勉強しておけばと今更のように思われます。そして、最も違ひを感じるのは、修習生は訴訟の場にいるもののいづれかの立場のお客さんのイメージがあり、事件自体を自分の方と見る感覚がなかったようです。しかし、弁護士として訴訟などの場にのぞむと自分なりの判断でどう考えているかということを言う事が

離婚にあたって夫から妻へ、あるいは妻から夫へ財産分与がなされることがあります。

財産分与として、夫婦の一方が預貯金を引き出して他方配偶者に分与した場合、分与をした者、分与を受けた者のいずれにも課税の問題は生じません。

しかし、不動産の場合は違います。

つまり、不動産を分与すると、分与をして資産を失った者に、譲渡所得税が課税され、分与を受けて資産を取得した者は、所得税も贈与税も課税されません

(最判昭和五三年二月一六日判時八八五・一二二)。

詳しくは、「法律実務の税務」(平成二年全訂版) (東京弁護士会編集) (第一法規) 二二〇頁以下及び「関弁連会報」(平成二年第一号通巻七二号六七頁) (「必読」これくらいは知つておかねば! 「弁護士業務に役立つ税法ミニ情報」) を参照して下さい。

〔ミニ法知識〕

財産分与契約と税負担

新人会員を迎えて

OBも多数参加して
法曹会館で熱烈歓迎



二八期 一九九〇年五月
島澤 保(二部)
松本 健児(四部)
牛江 史彦(二部)
三七期 沢野 正明(八部)

四一期 佐脇 浩(一部) 平沢 郁子(八部)
二期 鈴木 高志(一部) 豊島 住夫(一部)
石島美也子(一部) 鈴木 美華(一部)
松田 弘(五部) 内田 横井 英喜(五部)
林 保彦(五部) 相澤 智(四部)
保坂 志郎(五部) 宮岡 智(四部)
谷 雅文(六部) 勝俣 貞正(五部)
船木 秀信(六部) 近藤 孝之(六部)
渡辺 孝(六部) 宮岡 幸洋(六部)
高橋裕次郎(八部) 勝俣 孝之(六部)
神谷 晋(八部) 金森 浩兒(八部)
井出 康祐(八部) 白井 徹(八部)
河原 羽廣(八部) 布施 憲一(八部)
早水 政男(八部) 牧野 浩兒(八部)
菅野 一雅(二〇部) 金森 浩兒(八部)
河原 一雅(二〇部) 布施 憲一(八部)
中島信一郎(二一部) 牧野 浩兒(八部)
飯田 修(二一部) 大西 啓介(二部)
松井 秀樹(二一部) 伊藤洋一郎(二部)
小林 喜浩(二一部) 河野 審壯(二部)
飯塚 卓也(二一部) 高宮 健二(二部)
大橋 育(二一部) 塚田 明夫(二部)
曾我 貴志(二部) 向井 千景(二部)
澤野 正明(八部) 平尾 正樹(二部)

平成一年度 活動計画。新陣営決まる

活動計画

三 政策研究会

(原則として第二水曜日六時)

五月九日、六月一三日、七月二一日、

九月二二日、一〇月一一日、一一月一四日、

一二月一二日、一月九日、二月二三日、

三月二三日

七 全期忘年総会

一二月六日 五時三〇分

(但し、五時から幹事会)

六 夏期合宿

八月二十四日(八月二十六日)

四 業務対策研究会

(原則として第三火曜日六時)

五月一五日、六月一九日、七月一七日、

九月一八日、一〇月一六日、一一月二〇日、

一二月一八日、一月一六日、二月一九日、

三月一九日

八 新年ゴルフコンペ

一月七日(よみうりゴルフクラブ 一〇組)

九 年度末総会

三月二〇日 五時三〇分

(但し、五時から幹事会)

二 幹事会(原則として六時開始)

五月一七日(五時)、六月八日、七月六日、

一〇月一九日、一一月一六日、一二月六日

(五時)、一月一一日、二月一五日、

三月二〇日(五時)

五 企画委員会

(原則として第四水曜日六時)

五月二三日、六月二七日、七月二十五日、

九月二六日、一〇月十四日、一一月一八日、

一二月一九日、一月一四日、二月二七日、

三月二七日



執行部

代表幹事

事務局長 (総務・人事) 野上邦五郎 (三二期)

副代表幹事

(企画) 佐瀬正俊 (三二期)

(業務対策) 大澤成美 (三二期)

(政策) 鯉沼聰 (三二期)

(財務) 菅沼一王 (三四期)

(文化・広報) 安井規雄 (三四期)

(総務・人事) 園高明 (三五期)

(文化・企画) 安田隆彦 (三六期)

(政策) 谷口亨 (三七期)

(業務対策) 河野純子 (三七期)

(政策) 田島潤 (三七期)

(業務対策) 菅野庄一 (三九期)

(財務) 山田冬樹 (三九期)

(総務・人事) 安部陽一郎 (四〇期)

(企画) 伊豆隆義 (四〇期)

(文化広報) 北村晴男 (四一期)

(◎印代表世話人 ○印副代表世話人 □印執行部)

四〇期

宗万 吉田	秀和 勲	高須 順一
空田 卓夫	海野 秀樹	筍浪 雅義

政策研究会

四一期

松原 暁	田中 憲彦
○飯野 紀夫	○鈴木 敏夫
○川上 俊明	○片岡 義弘
○大塚 孝子	○伊藤 茂昭
○小林 信明	○本渡 章
○青木莊太郎 ・濱 孝司	○大澤 成美
ト部 忠史	草間 孝男
木村 美隆	飯嶋 治
純子 ・羽野島裕二	

業務対策研究会

三期

河野 ・ 純子 ・ 羽野島裕二	木村 ・ 小松 ・ 治
-----------------------------	-------------------------

四二期

佐久間保夫 ・ 下平 坦	佐瀬正俊 ・ 鈴木 敏夫
飯田秀郷 ・ 古口 章	○飯野 紀夫
○竹之内 明	○鈴木 敏夫
○長谷川 健	○片岡 義弘
○日浅 伸廣	○伊藤 茂昭
○菊地裕太郎 ・ 鯉沼 聰	○本渡 章
○花輪 達也	○大澤 成美
○緒方 孝則 ・ 増澤 博和	○大塚 孝子
○古川 史高 ・ 加藤 一郎	○小林 信明
○篠塚 力 ・ ○由岐 和広	○青木莊太郎 ・ 濱 孝司
○長島 良成	ト部 忠史
○早野 貴文	木村 美隆
○伊井 和彦 ・ ○田島 潤	純子 ・ 治
井田 吉則 ・ 角田 淳	
湯川 二朗	

五期

佐瀬正俊 ・ 鯉沼 聰	○飯野 紀夫
○由岐 和広	○鈴木 敏夫
○篠塚 力	○片岡 義弘
○長島 良成	○伊藤 茂昭
○早野 貴文	○本渡 章
○伊井 和彦 ・ ○田島 潤	○大塚 孝子
井田 吉則 ・ 角田 淳	○小林 信明
湯川 二朗	○青木莊太郎 ・ 濱 孝司

六期

佐瀬正俊 ・ 鯉沼 聰	○飯野 紀夫
○由岐 和広	○鈴木 敏夫
○篠塚 力	○片岡 義弘
○長島 良成	○伊藤 茂昭
○早野 貴文	○本渡 章
○伊井 和彦 ・ ○田島 潤	○大塚 孝子
井田 吉則 ・ 角田 淳	○小林 信明
湯川 二朗	○青木莊太郎 ・ 濱 孝司

七期

佐瀬正俊 ・ 鯉沼 聰	○飯野 紀夫
○由岐 和広	○鈴木 敏夫
○篠塚 力	○片岡 義弘
○長島 良成	○伊藤 茂昭
○早野 貴文	○本渡 章
○伊井 和彦 ・ ○田島 潤	○大塚 孝子
井田 吉則 ・ 角田 淳	○小林 信明
湯川 二朗	○青木莊太郎 ・ 濱 孝司

八期

佐瀬正俊 ・ 鯉沼 聰	○飯野 紀夫
○由岐 和広	○鈴木 敏夫
○篠塚 力	○片岡 義弘
○長島 良成	○伊藤 茂昭
○早野 貴文	○本渡 章
○伊井 和彦 ・ ○田島 潤	○大塚 孝子
井田 吉則 ・ 角田 淳	○小林 信明
湯川 二朗	○青木莊太郎 ・ 濱 孝司

九期

佐瀬正俊 ・ 鯉沼 聰	○飯野 紀夫
○由岐 和広	○鈴木 敏夫
○篠塚 力	○片岡 義弘
○長島 良成	○伊藤 茂昭
○早野 貴文	○本渡 章
○伊井 和彦 ・ ○田島 潤	○大塚 孝子
井田 吉則 ・ 角田 淳	○小林 信明
湯川 二朗	○青木莊太郎 ・ 濱 孝司

三八期	小林 明彦・古賀 政治
三九期	○柳田 直樹・○奥村 裕二
四〇期	○山樹 浩一・草薙 一郎
四一期	○斎藤 大・□菅野 庄二
四二期	○桂 和昭・流矢 大十
四三期	○志沢 徹・○増村 裕之
四四期	○柴畠 瑞穂・西村 美香
四五期	○宮城 和博
三八期	金 茂 正孝・石田 和雄
二九期	◎小林 芳夫・叶 幸夫
三〇期	丸 島 俊介・松 村 光晃
三一期	○加地 修・○澤田 保夫
三二期	□佐瀬 正俊・江 守 英雄
三三期	江 崎 正行
三四期	松 田 耕治・大森八十香
三五期	杉 本 文男・岡 田 康男
三六期	熊 田 土郎・赤 羽 宏
三七期	魚住裕一郎

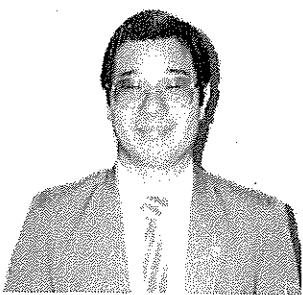
企画委員会

(◎印委員長 ○印副委員長

印熱行部

各朝幹事

三一期	笛浪	恒弘	住田	昌弘	川上	俊明
竹之内	日浅	伸廣	飯塚	俊則	馬場	恒雄
明	江守	英雄	・江崎	正行	・本渡	章
伊藤	松田	耕治	・新堀富士夫	島田	康男	
茂昭	龍	博	・大森八十香			
樹井	眞二	岡田	康男	・鐘築	優	
吉村	正貴	杉本	文男	・緒方	孝則	
武藤	功	・長島	良成	・木島昇	一郎	
飯嶋	治	・古川	史高			
篠塚	力	・由岐	和広	・吳服	晃一	
中村	治郎	・木村	美隆			
倉田	大介	・河野	孝之	・伊井	和彦	
藤田	吉信					
大西	英敏	・吉田	麻臣	・古賀	政治	
木村	英行	・中城	重光			
斎藤	忠治	・草薙	一郎	・伊関	正孝	
山田	冬樹	・小澤	哲郎			
三九期	高岡	信男	・宗万	秀和	・名村	泰三
四〇期	小川	秀次	・三浦	修		
四一期	成田	吉道	・高田	弘明	・桃川	雅之
増村	裕之	・関本	哲也			
船木	秀信	・河原	一雅	・金森	浩児	



皆さん、お元気ですか

前代表幹事

早川忠孝

(27期)

皆さん、お元気ですか。一年間殆ど毎日のようすに法友全期会の仲間と顔を合わせていたのにOBとなるとパッタリと会合が途絶えてしまいます。良きにつけ悪しきにつけ口角泡を飛ばすような議論をしてきた仲間と会えないのは寂しい限りです。会合の後に気のあつた仲間と明け方近くまで卓を囲んだ日々が嘘のようです。

現在の私の心境は、丁度連続一〇試合(年間)以上も全力投球してきて、急にもう歳だからと言われてマウンドを下ろされたようなものであります。ほっと一息ついていると共に、現役時代のあの憮然とした活力に溢れた日々が懐かしく思われてきます。

OBとなるとパッタリと会合が途絶えてしまいます。良きにつけ悪しきにつけ口角泡を飛ばすような議論をしてきた仲間と会えないのは寂しい限りです。会合の後に気のあつた仲間と明け方近くまで卓を囲んだ日々が嘘のようです。

現在の私の心境は、丁度連続一〇試合(年間)

とかく会務活動については、あれは一部の者が好きでやっている、とか、エネルギーの浪費で無駄だとか批判されがちですが、こんなに素晴らしい全期会の仲間に恵まれ、幸せでした。全期の活動に何故皆が参加しようとしているのか残念です。司法試験改革問題や刑事裁判問題に取り組んでいた仲間の卓越した意見を耳にする度に、自分ももっと勉強しなければ、と何度も思いを新にしたものでした。昨年度の刑事弁護マニュアルの発行とか「被疑者国選弁護実現に向けて—国際人権法から考える—」シンポジウムの開催などはとても一人の力では出来ない大変な成果です。法友全期会という開かれた裏面的な若手弁護士の会だからこそはじめて出来たことだらうと思います。

OBとなつてほつとすると共に、内心忸怩たる思いがあるのは司法試験改革問題に対する取り組みです。現在、法務省から提起されている司法試験改革問題は司法制度の根幹に関わる重要な内容をもつており、小手先でない抜本的な解決を図る必要があると考えております。この

問題についてはここ数年全期会が精力を傾けて取り組んできましたが、現在非常に微妙な局面になつております。法務省の改革構想に対しても弁護士会としての統一的・抜本的対策をなかなか提示できないであります。このようなときこそ、全期会会員の活発な議論と研究に基づいた提言が求められていますが、昨年度は、弁護士倫理問題、新会館建設問題、東弁役員選挙、新生法友全期会一〇周年事業等の課題を抱えていたため、会としての取り組みが必ずしも十分でなかつた憾みが残っております。

ということで、私は、羽成代表幹事はじめ新執行部の優れた指導の下、五〇〇余名に上る全期会員の清新で柔軟な英知を結集して、是非東弁、日弁連はじめ世論を十分納得させられるような対案を作つて貰いたいと念願しております。

法友全期会に寄せられる期待は益々高くなつております。執行部の先生方の責任と負担は大変重くなつております。しかし、楽しみも多く、終わってみるとあつという間のことと感じられますので、どうぞ皆さん身体に氣をつけて頑張つて下さい。

私は、今後はOBの一人として全期会の発展のために微力ながら応援していきたいと思っておりますので、相変わらず仲間に入れて下さい(特に菊地、古川、杉本、竹之内、小林、武田外、翌日ゴルフや出張が入っていても厭わざ朝までおつきあい下さる先生方、よろしく)。

東弁

事務局の

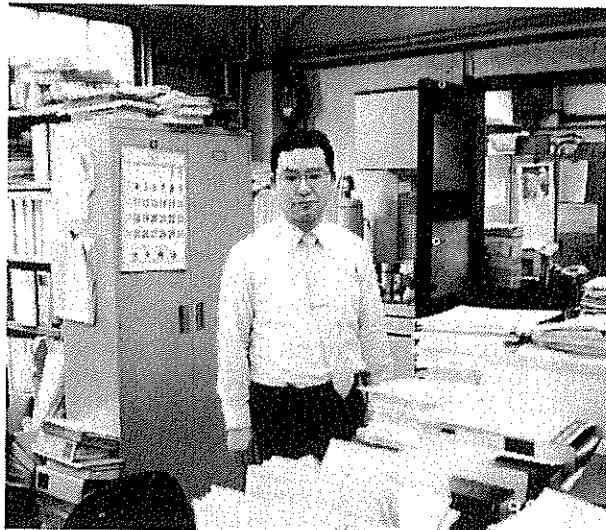
目から

東弁事務局職員から見た弁護士会・弁護士像についてシリーズで語っていただくコーナーです。

今回は、東弁に入られて一六年目になるベテラン職員の奥山栄治さんにお話を伺いました。終始ニコニコ笑顔で、かつズバリと本音のお話ををしていただき、大変楽しいインタビューでした。新会館が完成したら、この人は泣き出してしまうに違ないと感じました。(K記)

新会館建設実行対策本部

事務局 奥 山 栄 治



〈現在のお仕事は〉

新会館建設実行対策本部事務局担当職員として、①各種会議の開催通知の発送、出欠確認、
②東弁内外の連絡調整、③委員会のお世話、④資料の収集等を行っています。

〈お仕事の中で辛いことはありますか〉

私が辛いということではありませんが、法務合同庁舎が着々とでき上っていくのを見るにつけ、こちらが面積割合（日弁連、東京三会の占有面積比率）でなかなか話がまとまらず、悲しい思いをしたことがあります。

〈弁護士会或いは弁護士に対して感じておられることがありましたら、歯に衣着せずにお聞かせ下さい〉

二つあります。

① 昭和七年に完成し、昭和三〇年代前に増築された現会館は、あらゆる意味で困難な時代に先進会員の苦労と金銭的負担によつてでき、現在に残されているものです。新

会館建設は、各会員に、相当な経済的負担を強いるものになるのでしょうが、「今度は、自分達が次代に引き継いでいく番だ」という気概を持って、次代に良いものを残してほしいですね。

② 東弁は、以前から共同化できるものはできるだけ共同化にしたいとの方針で、講堂、図書館、法律相談センターを共用又は共同にしましようという主張をしていましたが、この主張は、なかなかスンナリと通らず、講堂は東弁と日弁連のみが共同となり、図書館は二弁と東弁が共同について協議中で、一弁は単独に決定、法律相談センターは一弁が共同化を拒否しているのが現状です。

右以外にも共用又は共同化にすれば、スケールメリットも大きく、市民サイドからみても信頼感を得られる素晴らしい会館となること間違いないと思うのですが…。なかなか難しいものですね。

〈最後に、今後の抱負をお聞かせ下さい〉

自分の仕事を犠牲にして、毎日遅くまで会議を続けておられる先生方をみると、先生方が動き易いように、対策本部がスムーズに運営されるように、そして誰からも愛される会館ができるよう、事務局として最大限のお手伝いをしたと思っています。

〈どうもありがとうございました。〉

資料

司法試験改革問題に関する法友全期会意見書

平成二年五月二十九日

第二 司法試験改革問題の基本的視点

1 司法試験の目的と現行試験制度の特色

対する日弁連としての主体的な改革案を提起し、これと合わせて司法制度の抜本的な改善改革こそ早く検討実施されるべきことを求めるものである。

第一 はじめに

1 当会のこの間の取り組み

当会は昭和六二年「法曹基本問題懇談会」の設置以来司法試験改革問題に継続的に取り組み、種々の調査研究と提言を行ってきた。

昭和六二年実施した検察官中途退官者の退官理由調査を通じて、検察の組織と職務の魅力の減退に関する問題点を具体的に明らかにし、翌六三年当会出版にかかる『法曹資格に関する試験制度の研究』においては、現行司法試験制度の解放性・平等性・統一した資格試験としての性格など、その優れた特質を歴史的に明らかにし、全国の討議にいささかなりとも貢献してきたところである。

また昨年は、被疑者国選弁護人制度の実現と当番弁護人制度の実施に向けた提言を行い、検察官不足問題の背景にある刑事司法の形骸化に対する弁護士側からの積極的かつ実戦的な問題提起を試みてきた。

2 司法試験改革問題の現状

日弁連は、試験改革問題について、過去三年間に

三度の単位会意見照会を行うなど、慎重かつ真剣な討議を全国的に展開し、その成果は、全国弁護士会の意見集約結果や法曹養成問題委員会の意見書に示されたとおりとなつた。

司法試験の目的は、裁判官・検察官・弁護士にならうとする者に必要な学識と応用能力を有するか否かの判定することにあり（司法試験法一条）、現行制度は、受験者に専らこのような学識能力を問は、年齢・性別・学歴その他による受験資格の制限は一切行わず、受験者を公平平等に扱つことを基本とするものである。資格試験としてのこのような解放性・平等性の保障は、司法試験の大きな魅力ともなつて、わが国法曹界に自由独立かつ多彩な人材を確保する上で重要な役割を果たしてきた。

日弁連は、今こそ、司法制度及び法曹養成制度に関し蓄積してきた活動の成果に立脚するとともに、これまでの合意形成の方向を十分に尊重し、原則的立場から誤りない対応をすることが必要であり、当会は、以上の趣旨を日弁連会長宛の「要望書」として先に提出したところである。

法務省の基本構想三案は、このような現行司法試験制度のもつ優れた特色を損なうものであり、全国的に厳しい批判が行われたことは周知のとおりであるが、当会もこれと同様の立場に立ち、現行制度の基本的を性格を変容させるべきではないと考える。

ところで、現行試験制度の基本を変えるべきではないが、試験の現状には改善すべき点があり、法務

省の構想に積極的に反対していくためにも、試験の現状に対する日弁連としての具体的な改革案の策定が必要であるとの指摘がある。日弁連は、これまでも司法制度全般に関し様々な改革提言を述べて来たところであり、今回の試験改革問題においても必要があるならば試験の現状に対する改善改革の提案を行うことは当然である。

しかしながら、日弁連が司法試験のあり方を論ずるについては、試験の目的に照らし、現行試験が法律家の職責たる市民の権利擁護と法的紛争解決のため必要な学識応用能力を判定する内容となつてゐるか、その観点から過不足はないか、見直すべき点があるのか、という立場から必要な検討を進めるべきであつて、任官者確保の困難を試験制度の問題に転嫁したり、人為的な若年者優遇措置を図り、現行試験制度の優れた特質を変容する手法で臨むことは、日弁連の取るべき態度ではない。

日弁連が独自の改革案を検討するにあたり、若年化必要論の角度を軸に論ずる限り、法務省案に対抗しうる具体的な改革案の策定は困難に陥らざるを得ないことを留意しなければならない。

以上のとおり、当会は、日弁連が現行試験制度の優れた特質を擁護し、試験の現状については、その客観的な分析の上に立つて、試験に求められるものは何かの観点から、必要な改善改革提案を行うべきであると考える。

2 真の課題はキャリアシステム改革の必要

現在法務省からは司法試験制度の改革が緊急に

必要であるとして問題提起されているが、その背景にある真の問題は、裁判官・検察官のキャリアシステムの維持が困難な現状と、その解決の道をどこに見出すかという点にある。この問題に対し正面から議論を行うことこそ現在早急に求められている課題であり、司法試験の枠内で小手先の検討を行ふことでは、問題の本質に迫ることができず、国民からの期待にも応え得ない。日弁連は、従来からの主張であった法曹一元を含む抜本的な司法制度改革への展望と、これに至る具体的な政策を今こそ積極的に提言し、この中で裁判所・検察庁に何を求め、そして弁護士は何をするのかを明確にして、国民的な支持と理解を得るべきである。

当面の試験改革問題に対しても、抜本的な司法制度改革の視点を失うことなく、これと整合性をもつた議論を進めるべきであつて、若年者優遇の試験制度を導入し、キャリアシステム維持の困難を補おうとすることでは、官僚司法の改善改革を唱える日弁連のかねてからの主張とは大きくかけ離れることになるのである。

第三 日弁連の司法試験改革案策定のための提言

現行試験制度については、これを維持発展させる必要があり、制度の基本的な性格を改めるべきでないことは、第二で指摘したとおりである。

現在試験の現状と改革の方向を巡る議論は様々

あるが、当会は、指摘される試験の長期化傾向との関係に焦点を絞り、日弁連会内の大方が一致できる改善改革案を当面取りまとめる必要があると考え、次のとおりその基本的考え方を提言する。

提言の内容は、全国の意見状況をふまえ、試験の現状に関する集約可能な改革のポイントを三つの柱にまとめたものであり、比較的期の若い弁護士らの実感に基づく最近の試験の現状認識とこれに対応する改善策である。

その趣旨とするところは、現行制度の優れた特質を保障し、法律家となるにふさわしい力量を備えたより多くの人材を市民社会に輩出しようとすることである。

1 試験の現状について

(1) 長期化の原因の第一は、学識能力において合格水準に達していながら、合格者数の抑制のため合格を「待たされている」受験者が少くない」とである。

受験者を「待たせない」方策が検討されるべきである。

(2) 第一には、受験者の立場から見て「試験で問

われているものは何か」が判然としない状況が長期間放置されている点である。試験内容の年々の変遷や誤った情報などによつて、正しい勉強方針を確立できず、「惑わされ」、無用の努力を費やしている受験者は少なくない。指摘される過度の論点主義答案や判例追従型答案の弊害などは、これを示す好

事例である。

出題内容、採点方法、採点基準、成績など司法試験に関する情報が充分に開示されない現状は、試験運営上改善を要する問題点であり、受験者が求められている水準を見失う大きな要因となっている。

受験者を「惑わせない」方策が検討されるべきである。

(3) 第三に、受験者の負担の増大である。

試験科目とされる七科目の学習量は著しく増大している。例えば、法律学の進展に伴う判例分析や論点の深化・複雑化などにより基本書一つをとつてみてもその頁数は昭和四〇年代とは比較にならない程に増加している。それにもかかわらず、受験者の負担軽減策は長年の間とられたことはない。

最近の論文式試験受験者の受験回数別平均点表

によると、受験四～五回目までは一路成績が向上し、その後はほぼ同一得点で推移する状況があり、受験者が論文式勉強を一通り行い一定の水準に達するまで相当の時間を要し、「参らされている」現状を伺い知ることができる。長期化の改善のためには、必要な水準に達するまでに過度の負担をかけていないかどうかの検証が必要であろう。

受験者を「参らせない」方策が検討されるべきである。

2 司法試験改革の提案

以上合格までの長期化傾向との関係でその要因

を指摘したが、これに対応して、日弁連が提案する

当面の試験改革案については、次の三点に集約して

検討を進めるべきである。これらはいずれも、受験回数の多寡、年齢の高低に拘らず、受験者に等しく受験環境の改善に寄与するものである。

(1) 「待たせない」

第一には、合格者の増加である。

合格者の数の問題は、基本的には市民の法的需要に対応するため法曹人口はいかにあるべきかの問題である。

適正な法曹人口については、市民の法的需要に関する客観的な検証をふまえ、裁判官・検察官の増員政策、司法予算の拡大、司法制度の拡充策などと合わせ、また司法試験受験者の水準も考慮に入れて検討されるべきであるが、社会的法的需要の増大や権利救済の必要が増大する現在の傾向等をふまえ、法曹人口の一定数の増加は必要であると考える。

(3) 「参らせない」

第三に受験者の負担の軽減である。

受験者に対し、求められる水準からみて過剰な負担を強いていなか検証し、水準に速やかに到達できる条件整備の一環として、試験科目中試験後の勉強に委ねれば足りる分野や専ら受験者の負担にだけなっていて本来の狙いを果たしていない分野については科目の削減、出題範囲の縮小などを検討する必要がある。

科目削減については、今日の学問領域の広がりと深化を反映して議論が分かれることもあるが、例えれば基本六法のうち商法・民訴・刑訴の内二科目選択の五科目案も考えられる。また毎年の出題事例の実行を確実なものとするため、修習体制の整備や予算措置の実施などが図られなければならない。

なお試験の最終合格者数の増加に伴い、足きり試験である短答式試験合格者についても現状の二倍程度の大幅増加が必要である。

第二は、受験者に対する明確な学習指針の提示である。

(2) 「惑わせない」

第二は、受験者に対する明確な学習指針の提示である。

含め他に改善改革を検討すべき点は多々あることと考へられるが、合格までの長期化傾向との関係に焦点を絞れば、①合格水準に達しながら合格できなくなるまで無用の時間がかかり過ぎないか（「惑わされる」「参らされる」）の二つの側面の問題につき、これに対する、当面の対策を整理し以上のとおり取りまとめる必要があると考える。

第四 司法制度の改革

～市民の権利擁護のため開かれた公正な司法を目指して

司法制度の全般的改革については、多くの課題があるが、本意見書においては、司法試験改革問題において提起されている任官者確保の問題と法曹人□問題につき、意見を述べることとする。

1 檢察官不足問題
検察官不足問題の実情と原因及びこれに対する改善の方策については、すでに全国の弁護士会意見集約結果や法曹養成問題委員会意見に示されており、当会もこれと認識を共通にするものである。

中途退官者の増大と検事任官者の低迷減少は、検察の職務と組織の魅力の減退に主要な原因があり、その改善の方策を具体的に検討することが求められている。若年者の検察官離れ傾向は顕著であり、試験制度による検察官確保策はその効果の点からも甚だ疑問である。

い問題（「待たされる」「必要な合格基準に達するまで無用の時間がかかり過ぎないか（「惑わされる」「参らされる」）の二つの側面の問題につき、これに対する、当面の対策を整理し以上のとおり取りまとめる必要があると考える。

今日まで法曹を志す者の多くは自主的判断や独立性を法曹の職の魅力の一つとして理解し、試験に挑んできた。しかしながら、検察の組織は、こうした受験者の期待に必ずしも応えるものとはなっていらない。個々の検察官の職務における自主性独立性の尊重、人事の公正などが求められる所以である。

また検察実務においては、警察に対するチェック機能を十分に果すことができているのか。ことさらに政治的な対応はないのか。法曹界を志した者の誇りを充足される職務の内容になっているか、真剣な検討が必要であろう。

勤務条件、給与など指摘される待遇面の問題は、予算措置の問題も含め早急に改善策が必要である。検察官の職務とその魅力に関しては、何よりも刑事司法のあり方を憲法・刑事訴訟法の原則に則して抜本的に改めることが必要である。さらに検事の職務については、独禁法問題への対処など活動分野を広げる必要があり、訟務検事の職務も判検交流による安易な政策をとることなく検事の職務として確立を図るべきである。

また以上に関連して修習中における検事任官勧誘のあり方については、修習生や若手検察官の意見などもふまえ早急に十分な改善策をとられるべきである。

さらに法曹一元の理念に立ち、当面可能な限りで弁護士からの任官採用や公判の一部などを弁護士に委嘱する制度を現実的に検討するべきであり、日

弁連もこれに対応した体制を早急に作り、具体的実戦的姿勢を明らかにする必要がある。

2 裁判官不足問題

裁判官の数が不足し、訴訟の適正と迅速を妨げる大きな要因となっていることは、かねてから各方面で指摘してきた。さらに、今後数年後に大量の退職者が生じるなどにより、この事態は一層深刻化することが予測されている。

しかしながら、最高裁はいまだこの裁判官不足の状態を明確にしようとせず、積極的な人材確保政策をとろうとしないことは誠に残念である。日弁連は、従来にも増して、最高裁の人事政策の転換を求めて、裁判所において個々の裁判官の自主性独立性が尊重される気風が確立されるよう強く求めるとともに、待遇面での問題解決のため、司法予算の増大など抜本的な改善のため努力を尽くす必要がある。

とりわけ今日の状況にあっては、法曹一元を現実のものととらえ、その展望の下に、弁護士からの裁判官採用あるいはその他裁判事務への関与策につき、制度化に向け最大限の運動を行うことが求められている。法曹一元はかねてからの弁護士会の主張であり、国民的支持を得られる提案である。官僚制の弊害が指摘されキャリアシステム維持の困難が顕われた今日こそ、その具体化に向けた現実的政策と運動が必要である。任地・給与・職務の独立など整備すべき課題は多いが、日弁連としては、弁護士自らがこの課題を担うのだという姿勢を明らかにすることがとりわけ重要であると考える。

当会は、司法研修所八期以降の比較的期の若い弁護士により構成されているが、われわれも、この重要課題の実現に向けて、自らできる限りの努力を行ひ、日本の司法を現実的に担うため積極的に取り組む決意であることを明らかにし、日弁連の的確な方針提起を求めるものである。

3 法曹人口問題について、国民が真に利用しやすい司法制度の抜本的拡充、強化に向けて国民に身近な司法を実現するために、法曹人口問題の検討が必要であることはいうまでもない。市民の法的需要に関する客観的な検証を基に、裁判官、検察官、弁護士それぞれの必要な数の検討と合意を進めていかなければならぬが、市民の権利救済の必要性の増大傾向などをふまえ、法曹人口の一定数の増加は必要である。

また法曹人口の増加が真に市民の権利擁護に資するため、法律家と市民の結びつきを強化する条件整備に向け司法制度の拡充策が実施されるべきである。貧弱な法律扶助制度の拡充や国選弁護人制度の拡充などが緊急に解決されるよう努力すべきことはもちろんである。

日弁連が法曹人口問題を検討するにあたっては、外弁問題や司法試験問題など個別的に外部から提起される課題の中でのみ論議を進めるべきではなく、広く市民の権利擁護を図る中で弁護士業務を確立拡大させる立場に立って人口問題自体を正面から論議するべきである。

その意味において、日弁連は、法曹人口問題に関

し種々の委員会に論議を分散させることなく、専門機関を設けるなどにより、全国的集中的にこの問題を討論し、会内合意に基づく政策提起を行う場を早急に設置するべきであると考える。

4 継続的協議機関

市民の権利擁護のため公正な司法がいかに確立されるかは、今日国内外を問わず大きな関心事である。法曹三者はこのよき時代認識に基づき、抜本的な司法改革に向けた継続的協議の場を設置し、改革の実施に向け真剣な協議を開始するべきである。

協議の対象とするテーマは、法曹人口に関する問題、これとの関連で毎年の司法試験合格者数の問題、法曹三者の人材確保策に関する問題、司法研修所のあり方の問題、弁護士からの任官採用システム確立の問題、その他本意見書でも指摘した司法制度改革に関する諸点である。

また協議機関は、法曹三者で構成する対等な継続的協議の場として、日弁連内にもこれを支える十分な体制を設け、国民のため可能な改革を有効に実施できる場として確立すべきである。

さらに協議機関の有効な作用とこれによる司法改革の成功の可否は、基本的には国民世論の動向に関わっていることを認識する必要がある。この点われわれ会員は、全般的な司法改革の課題に関し広く市民に訴え、世論を喚起し、また現場の裁判官・検察官とも今後の司法を展望し率直な意見交換と交流の場を自覚的に作っていく中で、司法改革の具

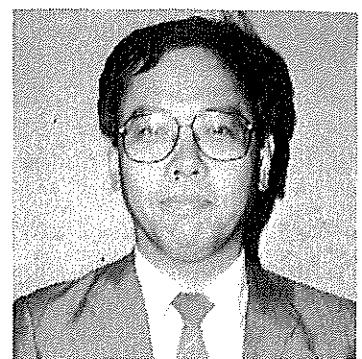
体化を図るべき努力する必要がある。

以上われわれの行動への決意も含め、当面する司法試験改革問題とこれに関する司法制度改革の課題につき意見を述べるものである。

以上



会務報告



事務局長 野上邦五郎

(31期)

三月二一日 法友全期会総会

(羽成代表幹事の選出、羽成執行部の紹介)

四月六日 東弁若手四派懇談会

(司法試験改革について東弁若手四派で意見交換)

四月九日 第一回執行部会

(幹事選出の報告、年間計画につ

いて、予算、会費について)

四月一二日 東京三会若手懇談会

(会館問題についての東京三会の

若手の会合ということだったが、この日に集まつたのは、東弁若手のみであり、東弁若手のみで会館問題について討議)

五月八日 法友会執行部と全期執行部の会合
(法曹会館) (顔合わせと意見交換)

五月九日 第二回政策研究会
五月十四日 第二回政策研究会
五月十五日 第二回業務対策研究会

五月一九日 全期会臨時幹事会
(司法試験改革問題についての全期会案の策定、三〇数名の幹事が出席して活発な討議がなされ、政策研究会の策定していた案を全期会案として決定した。)

五月一七日 執行部会(法曹会館)
第二回幹事会

羽成執行部も三か月が経過し、政策研究会、業務対策研究会、企画委員会とともに順調にスタートしております。

四月一六日 法友全期会新旧執行部打合せ会
四月一七日 第一回業務対策研究会(佐久間保夫先生が業務対策研究会代表世話を

(新入会員歓迎会には新入会員が

人に選任)

四月一八日 第一回政策研究会(木澤克之先生が政策研究会代表世話人に選任)

四月二三日 第一回企画委員会(小林芳夫先生が企画委員長に選任)

四月二五日 第一回全期会幹事会(幹事選任の報告、年間計画報告、予算会費の説明)

五月一八日 政策研究会

五月二二日 業務対策研究会による新入会員用「保全・保険の実務講座」

五月二三日 政策研究会

五月二九日 全期会臨時幹事会

(司法試験改革問題についての全期会案の策定、三〇数名の幹事が出席して活発な討議がなされ、政策研究会の策定していた案を全期会案として決定した。)

五月一七日 執行部会(法曹会館)
第二回幹事会
第一回全期会総会
新入会員歓迎会
又、五月一七日に行いました新入会員歓迎会

五月一八日

東弁若手四派懇談会

約三〇名出席し、全期会員及びOB会員で総計一〇〇名を越える大盛況でした。)

には、新入会員三〇名余、全期会員、全期OB会員、合計で約二〇〇名の先生のご出席をいただき、大盛況に催すことができました」とは、ひとえに諸先生方のご支援の賜物と執行部一同感謝しております。

本年度は、司法試験改革問題、会館問題等が大詰めをむかえており、これからもいろいろと諸先生方に御協力、御支援を頂くことになると思いますが何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお本年度からは全期会の通知をNTTのFネットというファックスで行うこととなりました。このため共同事務所の先生方のところへは数枚のファックスが入つたりしてご迷惑をおかけすることになりますが、試行段階でもあり、あしからず」と承下さい。

以上これまでの会務報告傍々お願い申し上げます。

平成二年度 会費額決定

一、会費額

2 銀行振込

三菱銀行 飯倉支店

普通預金 〇〇一一三四九

「法友全期会代表者沼一王」

二八期～三四期	金一二、〇〇〇円
三五期～三七期	金一〇、〇〇〇円
三八期～三九期	金 七、〇〇〇円
四〇期～四一期	金 五、〇〇〇円

会 費 免 除

二、振込先

1 郵便振替

東京二二七三九〇一

〔法友全期会〕

なお、賛助金につきましても、お手数ではありますが、前記振込先にお願い申し上げます。

◆新生全期会一〇年を一区切りとしますと、本年は一区切り後の新スタートの年です。

◆「ちょっと変わったな」と思われるかどうか、表紙を含め紙面もちょっと変えました。内容も会員の諸先生に少しでも役立ち、また気楽に読めるようなものをと考えております。

◆ご執筆いただいた諸先生をはじめ事務局幹事の北村晴男先生、また印刷関係のご担当者のご協力を賜り、ようやく本年度第一号を発行することができました。

◆本年度は、合計三回の発行を考えておりますが、ご投稿を歓迎致します。趣味、最近思うことなど、よしよし広報担当まで、お寄せ下さい。

今後とも、法友全期会に対し、ご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

平成元年度会計報告

財務担当 池井眞二・高須順一

収入の部(円)	支出の部(円)
前期繰越金 3,510,379 会費(304名) 2,720,000 OB会費(169名) 2,370,000 法友会協力金 1,000,000 ハンドブック寄附金 100,000 行事剩余金 814,127 雑収入(預金利息等) 9,543	印刷・通信費 7,103,953 交際・会合費 1,072,628 雑費 31,347
合計 10,524,049	合計 8,207,928 次期繰越金 2,316,121
(特別会計) 2,070,000 (ワリチョー)	

尚、「全期ニュース第4号」印刷代・送料等として80万円程度の未払金がある。

平成2年度予算書

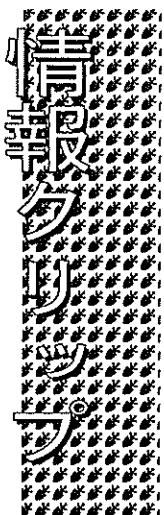
財務担当 菅沼一王・山田冬樹

収入の部(円)	支出の部(円)
前期繰越金 2,316,121 会費 2,400,000 OB賛助金 1,800,000 法友会協力金 1,000,000	印刷費 4,500,000 通信費 700,000 交際会合費 1,000,000 雑費 400,000 予備費 916,121
合計 7,516,121	合計 7,516,121
(特別会計) 2,070,000 (ワリチョー)	

※執行部の責任において支出項目の流用をすることを承認する。

※前期繰越金は現実に引き継いだ額であり、「全期会ニュース第4号」印刷代・送料等約80万円の未払金も引き継いでいる。

※予備費の中には、出版物補助費を含んでいる。



「東京都地価図」

(社団法人東京都宅地建物取引業協会
編・発行)

取引事例をもとにした地価で、実勢価格に一番近いといわれています。毎年三月一日現在を基準としています。東京のものがあります。

「東京都のものがあります。
詳しく述べてください。
詳しくは、東京の地価図書館にお尋ね下さい。

一 「土地の地価を調べるには」
時価はどうか、路線価はどうかなどと事件を処理するうえで、土地の価格を調べる必要がでてきます。

その資料につき、東京の図書館には次のようなものがありますのでご紹介致します。

「路線化図」

(東京国税局編・大蔵省印刷局発行)

相続税算定の根拠となる土地価格です。東

京都のほか、埼玉県については関東信越国税局監修・財團法人大蔵財務協会発行の路線価図があります。東京の図書館では、埼玉県のものについては、一年おきに購入しています。

「地価公示」

(国土庁土地鑑定委員会編・大蔵省印刷局発行)

これは、国土庁が毎年一月一日現在の地価を四月一日付をもって発表する地価です。

「都道府県地価調査標準価格一覧」

(地価調査研究会・財團法人土地情報セ

各都道府県が、毎年七月一日現在の地価を一〇月一日付でもって発表される地価です。

最新の法律・政令・規則・告示等が掲載されています。

なお、新法を知るためには、この官報が一つの手段です。また、国会が終了しますと、その国会の会期中に成立した主な法律が新聞に載ります。しかし、官報までなかなか見るわけにはいきませんし、新聞は見落とすこともあります。日弁連では、毎月一回「自由と正義」を発行しています。この中には、「弁護士のための新法令紹介」というコーナーがあります。ここに目をとおしておかれるよりよいのではないかでしょうか。

以上は東京の図書館に所蔵されています。

二 「法律・政令・規則を知るには」
法律を知るには、もちろん六法全書をみればわかります。しかし、特殊な法律や政令・規則等になりますと、なかなか市販の六法全書だけでは足りません。

法律・政令・規則等を知るには次のようなものがあります。

「法令全書」(大蔵省印刷局編集・発行)

毎月制定される法律・府令・省令・規則・告示等(以上官報掲載すみのもの)の全文が

掲載されています。

「現行日本法規」(ぎょうせい編集・発行)

加除式で、法律・政令・規則の名称、制定日、改正日等が載っています。

「日本法令索引(現行法令編)」

(国立国会図書館編集・発行)

現行法令の名称、制定日、改正日等が載っています。なお条文は載っていません。

「官報」(大蔵省印刷局発行)

三 「外国人の刑事件が、多くなっています。外国人の刑事件が増加しているとききます。外国人の刑事件が引き受けける場合のノウハウに関する情報はありますか。」

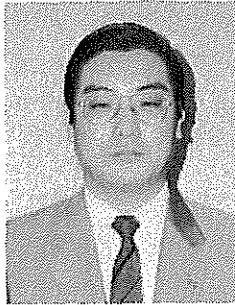
ご指摘のとおり、外国人の刑事件が増加しています。国際化が進み、外国との交流が広がれば広がる程、外国人の刑事件のみならず、民事事件を含めた外国人に関する法律問題が増加し、またこのことが、現在問題化しています。

外国人の刑事弁護については、言葉の問題など多くの困難な面がありますが、「関弁連会報」(平成二年第一号通巻七二号・一四頁より一四頁まで)に「外国人の、刑事弁護特集」が掲載されています。

活躍する事務局幹事



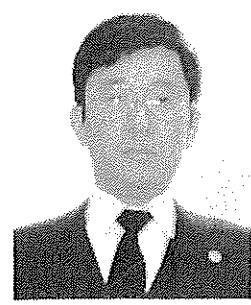
業務対策
河野 純子 (37期)



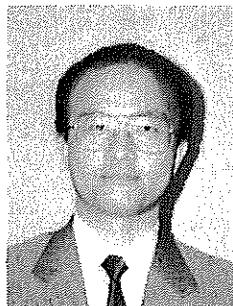
政 策
谷口 亨 (37期)



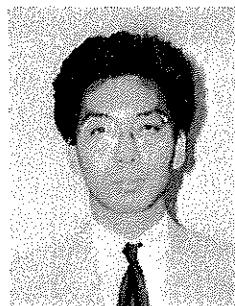
文化・企画
安田 隆彦 (36期)



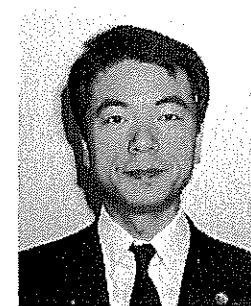
総務・人事
園 高明 (35期)



総務・人事
安部陽一郎 (40期)



財 務
山田 冬樹 (39期)



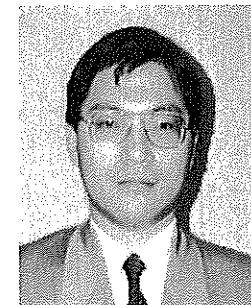
業務対策
菅野 庄一 (39期)



政 策
田島 潤 (37期)



文化・広報
北村 晴男 (41期)



企 画
伊豆 隆義 (40期)